

健保組合 使用欄	9278 -		常務理事	事務(局)長	部長	課長	課長補佐	担当者	
	資格取得日	令和 年 月 日	下記申請者より健康保険任意継続被保険者資格取得について申請があり、調査の結果法第37条に該当することが確認されたので、取得させたい。						
	喪失予定日	令和 年 月 日							
	標準報酬月額	千円							
	納付方法	単月・半期・一括		給付の有無		有・無			

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

申請者 記入欄	被保険者等 記号・番号	—		フリガナ					
				氏名					
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別	男・女	年齢	歳			
	住所	〒 - 都府 道県							
	電話番号	()							
	退職時に勤務 していた事業所	名称							
		所在地	都府 道県						
		電話番号	()						
	資格喪失の際の保険者	東京金属事業健康保険組合							
	資格取得日	昭和 平成 令和 年 月 日	資格喪失日 (退職した日の翌日)	令和 年 月 日	資格確認書 発行要否	発行が必要な場合は チェックを記入してください。 <input type="checkbox"/> 発行が必要			
翌月以降の納付方法	月々・半期前納・一括前納								

*引き続き家族を扶養される方は、下記の異動届欄にも記入してください。

健康保険 被扶養者（異動）届

発行が必要な場合は
チェックを記入してください。

被扶養者の氏名	生年月日			性別	続柄	職業	資格確認書 発行要否
	昭和	平成	令和			月平均収入額	
フリガナ	昭和	年	月	日	男		<input type="checkbox"/> 発行が必要
	平成				女	円	
フリガナ	昭和	年	月	日	男		<input type="checkbox"/> 発行が必要
	平成				女	円	
フリガナ	昭和	年	月	日	男		<input type="checkbox"/> 発行が必要
	平成				女	円	
フリガナ	昭和	年	月	日	男		<input type="checkbox"/> 発行が必要
	平成				女	円	
フリガナ	昭和	年	月	日	男		<input type="checkbox"/> 発行が必要
	平成				女	円	

※ お問い合わせ先

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1-11-11

東京金属事業健康保険組合 業務部

TEL 03 (3866) 2865

東京金属事業健康保険組合
受付

健康保険任意継続被保険者制度について

1. 資格期間と保険給付等

任意継続被保険者の資格期間は、原則2年間です。退職前とほぼ変わらない保険給付及び保健事業を受けることができます。ただし、任意継続被保険者になってから支給事由が生じた場合の傷病手当金・出産手当金については、支給されません。

2. 加入できる方

会社を退職した日までに被保険者期間が継続して2か月以上ある方。

3. 申請方法

退職日の翌日から20日以内（必着）に申請書を当組合あて送付いただくか、又はご持参ください。

4. 負担する保険料

保険料は原則、退職時に納めていた保険料の倍額になり、全額自己負担となります。（40歳以上65歳未満の方は、介護保険料も含まれます。）

※保険料額については組合本部・業務部にお問い合わせ下さい。 電話03-3866-2865（ダイヤルイン）

5. 保険料納付方法

納付書をご自宅あてに郵送します（窓口来所の場合はお渡しします）ので、納付期限までに金融機関から振り込みをお願いいたします。

※事業所から退職の届（被保険者資格喪失届）が当組合に提出されていない場合は受付できませんので、ご確認のうえ申請してください。

<< 留 意 事 項 >>

1. 保険料等の算出

保険料等の算出の基礎となる標準報酬月額は、退職時のあなたの標準報酬月額と当組合の前年度9月末の平均標準報酬月額と比べ、いずれか低い方の月額を用います。このため、任意継続加入時点で標準報酬月額が変更される場合があります。

2. 被保険者資格を失うとき（資格喪失）

被保険者資格は、次の場合に喪失します。

- (1) 任意継続被保険者の資格期間が満了となったとき
- (2) 被保険者が死亡したとき
- (3) 保険料を納付期限までに納付しないとき
- (4) 再就職して、他の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合等）の被保険者になったとき
- (5) 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- (6) 任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき

※資格喪失した際には「資格喪失通知書」を発行しますが、喪失日前に発行することはできません。

3. 保険料に関する注意

- (1) 保険料は当組合の料率又は平均標準報酬月額の変更以外2年間変わりません。退職後1年経過すると、お住いの区市町村の国民健康保険の保険料の方が安くなる場合があります。
- (2) 納付期限（原則当月10日）までに保険料を納付しないと自動的に資格を喪失します。納付期限日の翌日以降に納めても、資格は継続しませんので充分注意してください。
- (3) 保険料の自動引き落としはありません。そのつど納付書で納めていただきます。（振込み手数料は自己負担となります。）
- (4) 保険料の納付については、当組合より督促はいたしませんのでご注意ください。
- (5) 納付方法には、各月・半期前納・一括前納の3通りの方法があります。前納を選択した場合は割引がありますが、資格取得申請の受付日によっては、前納が出来ない場合があります。

4. その他

・住所や電話番号が変更になった場合は、変更届の提出が必要ですのでご連絡ください。

以上の留意事項を了承したうえで、任意継続被保険者の資格取得申請をします。

年 月 日

氏 名